

平成 23 年 11 月 14 日

関係各位

(社)日本出版取次協会

東日本大震災による被災商品に係る返品入帳について

本年 7 月に、取次各社から「東日本大震災による被災商品の返品入帳のお願い」と題する書面をお送りし、東日本大震災による各被災書店様の被災商品に係る返品入帳処理のお願いをいたしておりますが、その中での「通常正味での返品入帳」をお願いした点につきまして、この度、公正取引委員会から独占禁止法の優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとのご指摘をいただきました。当協会としましては、これを重く受け止めて、先般のお願いを一旦撤回するよう、取次各社に通知いたしました。

取次各社からは内容を改め、公正取引委員会からのご指導に従って、平時にあつて生じたであろう返品額の範囲で再度のお願いをさせていただきますが、被災商品に係る返品入帳は、あくまで出版各社の自主的判断に委ねられるべき事項ですので、返品入帳処理の可否・金額を含め、取次各社として何ら特定の意向を示すものではないことをご理解下さい。また、取次各社に対しては、この件に対する対応いかんで通常の取引関係に影響が生じるようなことが決してないよう指導しております。

また、取次各社の倉庫で被災した商品についても返品入帳を要請した社がありましたが、この点について公正取引委員会から独占禁止法上問題となるおそれがあるとの指摘を受けており、当該社に対しては、当該要請を撤回し、当該要請に係る金銭の受領を辞退するよう指導しております。

当協会としましては、今後とも会員各社に対し、研修会の開催や標準的なコンプライアンスマニュアルの提供などを実施し、独占禁止法遵守体制の整備に資する取組みを継続する所存です。

これからも当協会に対し、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

以上